

国保・年金

平成31年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収

国民健康保険

平成30年度の保険税を特別徴収(年金から天引き)で納付しているかたのうち、31年度内に世帯主が75歳になるかたへ、31年度仮徴収額の停止決定通知書を2月下旬に送付します。この通知が届いたかたは31年度の仮徴収はありません。普通徴収(納付書又は口座振替)での納付になります。

後期高齢者医療保険

4月から新たに保険料を特別徴収で納付するかたへ、31年度分の仮徴収額の決定通知書を2月下旬に送付します。4・6・8月に支給される年金から前年度保険料をもとに算出した金額を、31年度分として仮徴収します。

特別徴収から普通徴収へ変更を希望するかた

6月の年金天引き分から変更を希望する場合は、3月29日(金)までに特別徴収中止の申出書を提出してください。

国民年金課

国民年金保険料に関するお知らせ

国民年金保険料額の変更

平成31年4月から1年間の国民年金保険料の月額が、現在の月額から70円引き上げられ、1万6千410円となります。

前納制度による国民年金保険料の割引

国民年金保険料は「前納制

度」を利用すると割り引きされます。納付書による現金納付や金融機関等の口座からの引き落とし(口座振替)、クレジットカードによる納付等、納付方法により割引額が異なります。また、前納期間は6か月、1年、2年から選択でき、期間が長くなるほど割引額が増えます。(左表参照)

平成31年度 国民年金保険料の前納による割引額

Table with 5 columns: 前納期間/納付方法, 月額, 6か月(割引額), 1年(割引額), 2年(割引額). Rows include 口座振替で前納, 現金・クレジットカードで前納, 毎月現金納付(割引なし).

※翌年度の保険料を16,540円で算出した割引額です。

通常、翌月末日となっている口座振替の支払日を当月末日に早める「早割制度」もあります。この制度を利用すると31年度は毎月の保険料から50円割引になります。31年4月分の保険料から「前納制度」又は「早割制度」を利用する場合は、2月28日(木)までに金融機関や年金事務所ですて手続きをしてください。

申し込む必要はありませんが、振替方法を変更する場合は再度申し込みが必要です。武蔵野年金事務所(☎0422・561411)、保険年金課

高額医療・高額介護合算療養費支給申請書の送付

医療保険と介護保険は、利用負担額が高額にならないように、それぞれ負担限度額が設定されています。

高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額(限度額)

Table with 5 columns: 区分, 総所得金額等(基礎控除後の所得金額=旧ただし書き所得), 国民健康保険(70歳未満のかた)+介護保険, 国民健康保険(70~74歳のかた)+介護保険, 後期高齢者医療制度(75歳以上のかた)+介護保険.

※「上記の限度額+500円」が基準額となり、自己負担がその額を超える場合に、「自己負担-上記の限度額」が支給されます。

しかし、高齢者世帯では、同じ世帯内で医療保険と介護保険の両方を利用している場

合があり、合算すると高額になる世帯があります。この負担を軽減するため、高額医療・高額介護合算療養費制度があります。

同じ医療保険の世帯内(国民健康保険と後期高齢者医療制度は別の医療保険)の加入者が、平成29年8月~30年7月に利用した医療保険・介護保険の自己負担の合算が限度額(上表参照)を超えた場合、その超えた額が支給されます。

なお、限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに2月下旬から送付する支給申請書に必要事項を明記し、郵送又は直接保険年金課(本庁舎1階)へ

注意 29年8月~30年7月の間に、次に該当する変更があったかたには、申請の対象となる旨のお知らせができない場

合があります。○転入・転出をしたかた ○他の医療保険から国民健康保険へ移行したかた ○他の医療保険から後期高齢者医療制度へ移行したかた 国民健康保険課

健康

介護保険サービスに関する給付費通知の送付

介護保険サービスを利用している皆さんに、どんなサービスをどのくらい利用したかをお知らせするため、給付費通知を送付します。

この通知は、年に1回送付するもので、今回は平成30年4~9月のサービスの利用状況をお知らせします。

この通知は請求書ではありませんので、受け取ったことにより手続きを行う必要はありません。また、確定申告に

は使用できません。 介護保険課 このころの健康講座 うつ病とヨガ ヨガを通して、自身を上手にコントロールする術を身に付け、ストレス等に起因する病気の予防に役立てましょう。

日3月5日(火)・20日(水)午後2時~4時 場中央公民館(本町2-33-1)

人市内在住のかた、各回先着45名 講師 田村恵美氏(ヨガインストラクター)

持筆記用具、飲み物 ※動きやすい服装で 申不要、直接会場へ 問健康増進課

市長への手紙 (手紙・ファクス・Eメール) 市政に対するご提案・ご意見

見・ご要望等を受け付けています。 通常、14日程度で回答しますが、時間がかかる場合もあります。 ※匿名の場合や誹謗中傷等には回答できません。

1月の受付状況

Table with 2 columns: 内容, 件数. Rows include 都市・環境, 職員・人事, 施設, 健康・福祉, 学校・教育, 財政・税金, 子ども・子育て, 政策的提言, その他, 合計.

今月の納税

納期限は2月28日(木) ○固定資産税・都市計画税(第4期) ○国民健康保険税(第8期) 問取納課

第56回春季市民体育大会

下表のとおり開催します。申し込み等詳細はお問い合わせください。

- 人原則、市内在住・在勤・在学のかた ※スポーツセンターへの車での来場はご遠慮ください。 後援 東村山市 主催 公益社団法人東村山市体育協会(☎397-1212)

Table with 3 columns: 競技名, 開催日, 会場. Lists various sports events like 少年軟式野球, ゴルフ, テニス, バレーボール, etc.